

令和6年度

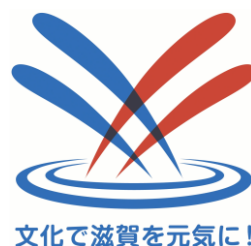
滋賀県アートコラボレーション事業

— 自主企画 —

募 集 要 項



「滋賀県アートコラボレーション事業」のロゴマーク



「文化で滋賀を元気に！」のロゴマーク

(公財)びわ湖芸術文化財団 地域創造部

令和6年度滋賀県アートコラボレーション事業

－ 自主企画 － 募集要項

1 事業目的

（公財）びわ湖芸術文化財団（以下「財団」という。）は、県内のホールが、地域の文化拠点としてより役割を担うための企画を募集します。財団と提案者は、地域に受け継がれる文化的営みを支える事業や、創造的なつながりを求める人々の活動を育む事業、また、多様な主体と手を取り合って創る事業を協働で行います。

2 協働対象者

県内の文化ホール、アート NP0、文化団体等（以下「提案者」という。）を対象とします。

なお、アート NP0、文化団体および実行委員会の場合は、構成員名簿と規約の提出、会計責任者の配置を条件とします。

3 募集企画

（1）対象企画

① 県内文化ホール※で開催する舞台芸術公演

※ 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館を除く

② アウトリーチ、ワークショップ、クリニックなどの普及・育成事業

上記の両方、あるいはいずれかの内容の企画を応募してください。

（2）企画の目的

以下の3部門、いずれかにあてはまる企画を応募してください。

- ① 地域で受け継がれてきたものや隠れた資源を再評価し、磨きをかけ、次世代に伝える意欲のある事業
- ② 観客、制作、発表者、それぞれの角度から文化的・創造的つながりを求める人たちの活動を育む事業を捉え、アプローチする工夫が盛り込まれている企画
- ③ 障害の有無や、話す言語などの違いを乗り越え、楽しむ工夫をし、多様な参加者と企画を創るものであること

（3）対象外の企画

対象外となる事業は次のとおりです。

- ① 買い取り公演
- ② 教室の発表会など、観客が特定団体の会員等のみで、交流のないもの
- ③ 政治活動や宗教活動を目的とするもの
- ④ 文化ホールの共催（協力）が得られていないもの
- ⑤ 他の事業の一部として開催されるもの

4 協働方法

(1) 業務の分担

当該事業の実施にかかる業務は、財団と提案者が、そのノウハウを共有し業務を分担して取り組みます。

提案者がアート NPO、文化団体、実行委員会の場合は、財団・提案者・実施文化ホールの三者による協力ができるようにしてください。

(2) 広報

広報は協働で行います。

財団は、以下のような県内広域での広報を行うことができます。

(財団ができる広報)

- ・ 県政記者クラブへの資料提供
- ・ 滋賀県内公共施設へのチラシ・ポスターの送付
- ・ 新聞広告
- ・ ウェブサイトでの情報発信
- ・ びわ湖ホール、文化産業交流会館で行われるイベントへのチラシ折り込み
- ・ びわ湖ホール友の会（約 3000 名）、文化・経済フォーラム滋賀（約 160 名）の会員へのダイレクトメール送付 など

※ チラシ等の印刷物には、「滋賀県アートコラボレーション事業」「文化で滋賀を元気に！」のロゴマークおよび「この事業は〇〇〇（提案者）と（公財）びわ湖芸術文化財団が協働して実施しています。」の表記を入れてください。

※ また、滋賀県芸術文化祭の開催期間に実施される事業については、「滋賀県芸術文化祭参加事業」と表記してください。

(3) 会計

①経費分担

財団の経費負担は、対象経費総額の 60%を上限とし、かつ、1 事業あたり **300 万円**以内とします。なお、以下の経費は対象外経費となります。

対象外経費

- ・ 会場の施設・付帯設備使用料
※但し、提案者が施設管理者・所有者以外（NPO、文化団体、実行委員会）の場合、対象経費に含むことができる
- ・ 備品購入費
- ・ 人件費（事務および制作・技術スタッフ）
※但し、演出プランを伴う舞台技術業務委託は対象経費とする
※但し、搬入搬出や受付アルバイトの人件費は対象経費とする
- ・ 食糧費
- ・ 契約用収入印紙
- ・ 職員（団体構成員）旅費
- ・ 振込手数料
- ・ 当初予算に計上がなく、財団と協議なく執行した経費

対象経費総		対象外経費
財団の負担 事業費の 60%以下 かつ 300 万円以内	提案者の負担 事業費の 40%以上負担	提案者の負担

※広告・宣伝、発送代金も対象経費として認められますが、算出根拠および支出証拠書類を添付する必要があります。

※個人宛に貸金を支払う場合や、5 万円以上の報酬を支払う場合は、支払い相手のマイナンバー提出が必要です。

②収入分配

入場料、参加料等の事業収入は、対象経費の負担割合に応じて分配するものとします。

③会計事務

支出事務は、原則として財団が行います。

但し、提案者が支出することが合理的であると判断される場合は、事前に財団に報告した上で、提案者が支出事務を行うことが可能です。その場合、双方が支出した対象経費を加算し、支出負担割合に応じて、相殺し、精算を行うことができます。

収入事務は、双方で行い、精算時に相殺することが可能です。

※財団の支出した経費に係る支出証拠書類（見積書・請求書等）の原本は、財団が所有します。

④精算

収支確定後、双方の負担額を算出します。経費の精算は、双方協議の上、相殺処理することができます。適格請求書（現行の請求書、領収書に登録番号、税率、消費税額等の法的記載事項を補ったもの）の提出を原則とします。

⑤他の補助金との併用について

使途が定められていない協賛金や寄付金であれば、他の補助金との併用が可能です。その場合、他の協賛金・寄付金は、分配する収入に含めません。

（４）事業計画の変更について

事業内容を変更する場合、事前に財団と協議が必要です。財団の了承を得た場合は、計画的に事業内容の変更をすることが可能です。但し、事業内容を減らす場合は、減らした回数に相当する予算額を減額します。

《当初の計画予算に変更が生じた場合》

- ・財団負担金額は、決定通知書に添付する金額が上限です。支出過多・販売不振等の理由により当初の計画予算に変更が生じた場合、不足分は提案者が負担します。

- ・計画の変更があった場合、精算時の支出負担金額の割合に応じて収入を配分します。

※採択後に大幅な変更が生じた場合もしくは対象外の企画と判明した場合は採択を取り消す場合があります。

※販売不振等を理由に、事業内容を減らすことはできません。

（５）アンケートについて

アンケートは財団と提案者が協働で作成します。提案者はアンケート集計を行い、財団に報告をしてください。事業終了後、アンケートの原本は、提案者が保有します。

（６）事業終了後の評価について

事業終了後、財団担当者と提案者がそれぞれ事業評価を行います。また、可能な限り、他のアートコラボレーション事業に相互に参加し、相互評価を行ってください。

5 実施要件

(1) 実施期間

令和6年(2024年)6月1日(土)から令和7年(2025年)2月28日(金)まで

※令和6年4月1日以降に発生した経費を対象とします。

(2) 主催

公益財団法人びわ湖芸術文化財団、提案者

※表記は上記の順とします。

(3) チケット代・参加費

原則として有料の催しとします。

青少年(24歳以下)が鑑賞・参加しやすい料金設定を行ってください。

(4) その他

可能な範囲でアクセシビリティ向上の工夫を行ってください。

例) 車椅子席の案内、公演時の字幕、窓口の筆談対応、0歳児から入場可能など

アクセシビリティとは……

直訳すると「接近する」・「利用する」の意味。今まで文化ホールに足を運ぶことに対し、障害を持っていた人(障害者、外国語話者、乳幼児等)が、障害のない人と同様の体験、同様の水準でサービスを楽しめるようにすること

6 提案書の提出

(1) 提出方法

事業提案書に必要書類を添付のうえ、郵送(特定記録郵便)により提出してください。封筒には「滋賀県アートコラボレーション事業提案書在中」と朱記してください。

①提案書等は、片面印刷としてください(代表者印必要)。

②提出いただいた提案書等は返却しません。

③企画書および予算書は、財団の様式で作成してください。

提案には、次の書類を1部ずつ提出してください。

- ・企画提案書 (様式1)
- ・業務分担表 (様式2)
- ・実施スケジュール (様式3)
- ・収支予算書 自主企画部門 (様式4)
- ・構成員名簿、規約(アートNPO、文化団体および実行委員会形式の場合)
- ・その他関係書類(提案内容を説明する資料、写真、契約相手方の会社概要など)

④各様式入力後のデータを別途電子メールによりお送りください(押印不要)。

※提案書等の様式は、財団の地域創造部ホームページからダウンロードできます。

<https://www.biwako-arts.or.jp/rd/>

(2) 提出期限

令和5年11月16日(木)まで(必着) ※特定記録郵便で郵送

(3) 提出先

〒520-0806 大津市打出浜 15-1 びわ湖ホール内

公益財団法人びわ湖芸術文化財団 法人本部 地域創造部(担当:眞島)

7 選定方法および採択予定数

(1) 選定方法

財団に設置する選定委員会が書類審査のうえ、協働相手先を決定します。

(2) 審査基準

審査は、以下の観点で行います。

共通の審査基準

- ◎ 文化ホールの一層の活用につながる事業であるか
- ◎ アートコラボレーション事業の趣旨に理解があるか
- ◎ 組織体制が明確であり、財団や関係各位との連絡や会計処理に問題が生じないか
- ◎ 過去の採択事業や、提案者が継続的に実施してきた事業については、今回、特に協働する理由が明確であるか

企画の目的 部門①を選んだ場合の審査基準

- ◎ 題材とする地域資源への関心の深さ
- ◎ 地域資源に対するアプローチのオリジナリティ・新規性
- ◎ 題材とする地域資源の今後に対する展望の有無

企画の目的 部門②を選んだ場合の審査基準

- ◎ 関わる人の具体性
- ◎ 関わる人の幅広さ
- ◎ 関わる人のニーズを捉えられているか

企画の目的 部門③を選んだ場合の審査基準

- ◎ 参加者の具体性
- ◎ 参加者の当事者目線が企画に活かされているか
- ◎ 参加者を勇気づけるものであるか

(3) 採択予定数

3 件程度

(原則として各部門 1 件。その部門に応募がない場合や採択に満たない場合は、次点を採択します。また、予算規模や内容によっては追加で採択する可能性があります。)

※自主企画部門の採択は、原則、提案者 1 人につき 1 事業とします。

(提案者が複数のホールの運営を行っている場合は、各ホールにつき 1 事業とします)

8 事業内容の調整

提出された企画提案および予算については、選定委員会前に財団がヒアリングを行い、調整を求める場合があります。

9 決定通知

令和 5 年 12 月中旬に内定通知書を、令和 6 年 4 月に決定通知書を郵送します。

10 提出先および問合せ先

〒520-0806 大津市打出浜 15-1 びわ湖ホール内

公益財団法人びわ湖芸術文化財団 法人本部 地域創造部 (担当：眞島)

TEL : 077-523-7146 FAX : 077-523-7147

Eメール : c-souzou@biwako-arts.or.jp

※火曜休 (祝日の場合は翌日休み) 〈受付時間〉 9:00~17:00

11 滋賀県アートコラボレーション事業推進会議の設置

選定された全ての事業の提案者の担当者と財団担当者による事業の実施説明および連携協働の強化を図る会議を5月と3月の年2回程度予定しています。

12 その他

- (1) 決定後であっても事業計画が履行されない場合、また、公序良俗に反する行為があった場合などは、決定を取り消すことがあります。その場合の責任は提案者が負うこととします。
- (2) 選定後、提案者の所在地、代表者のほか、実施計画に変更があった場合は、速やかに財団あてに連絡し変更申請を提出願います。
- (3) 滋賀県芸術文化祭の期間中に開催する事業は、芸術文化祭に参加することとします。